

セゾンカードローン規約改定のお知らせ

2024年6月1日をもってセゾンカードローン規約を改定いたしますのでご案内いたします。規約の主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカードローン規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条（カードの貸与）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2条（カードの貸与）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います（<u>ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。</u>）。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第7条（融資）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資を受けられます。</p> <p>① <u>当社及び</u>当社の提携する金融機関等組織（以下「提携金融機関」という）の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第7条（融資）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資を受けられます。</p> <p>① 当社の提携する金融機関等組織（以下「提携金融機関」という）の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第19条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①② (略)</p> <p>③ 会員が、第20条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないと</p>	<p>第19条（期限の利益喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>①② (略)</p> <p>③ 会員が、第20条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条(5)に掲げる行為を一つでも行ったとき</u>、又は、当社が、<u>同条(4)もしくは第21条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)</u>に定める報告、<u>提出等</u>を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないと</p>

第20条（その他承諾事項）

- (1)～(4) (略)
- (5) (新規に規定)
- (6) (新規に規定)

第20条（その他承諾事項）

- (1)～(4) 略
- (5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。
- ①暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - ②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動
 - ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
 - ④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
 - ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等
- (7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当社が当該追加確認をするか否かにかかわらず、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。

<p>(新規に規定)</p>	<p>第21条 (マネー・ロンダリング等の禁止)</p> <p>(1) 本会員は、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ロンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</p> <p>(2) 当社は、マネー・ロンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</p> <p>(3) 当社は、マネー・ロンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</p>
<p>第21条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は当社に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤第17条（お届け事項の変更等）(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (新規に規定)</p>	<p>第22条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。</p> <p>①② (略)</p> <p>③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、<u>当社が発行する他のカードを含む</u>当社に対する債務の返済が行われなとき。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤<u>当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第17条（お届け事項の変更等）(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦<u>本会員が、第20条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいづれかに該当していることが判明したとき、第20条（その他承諾事項）(5) (6)に掲げ</u></p>

<p>(以下 略)</p>	<p><u>る行為を一つでも行ったとき又は、当社が、同条(4)もしくは第21条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p> <p>(以下 略)</p>
<p>第22条(合意管轄裁判所) 本会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>第23条(合意管轄裁判所) 本会員と当社の間で<u>紛争</u>が生じた場合は、<u>訴額</u>の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上